

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第八十三号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則（昭和三十年佐賀県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「および養ほう振興法施行規則」を「及び養蜂振興法施行規則」に改める。

第二条の見出しを「（蜜蜂の飼育の届出）」に改め、同条中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、「第三条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育（変更）届」に改める。

第三条の見出し中「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同条中「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に、「および」を「及び」に改める。

第四条の見出し中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条中「または」を「又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（身分証明書）

第五条 法第九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第四号によるものとする。

様式第一号中「用紙は日本標準規格B4版」を「第2条関係」に、「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育（変更）届」に、

住所
氏名または名称および代表者氏名

印
を

「現住所
氏名又は名称及び代表者氏名
通信連絡先（電話番号）」

印 ㊦「養ほう振興法第3
」

条第1項の規定により下記のとおりみつばち飼育届をします。」㊦「養蜂振興法
第3条第1項（第3項）の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育（変更）届を提
出します。」㊦「みつばち飼育状況」㊦「蜜蜂飼育状況」㊦

「

飼育場	場所	飼育ほう群数
-----	----	--------

」㊦

「

飼育場	場所	飼育蜂群数
-----	----	-------

」㊦

「みつばち飼育計画」㊦「蜜蜂飼育計画」㊦

「

飼育場	場所	飼育ほう群数	飼育期間
-----	----	--------	------

」㊦

2

「

飼育場	場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
-----	----	-------------	------

」㊦

「注意 (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。 ㊦
(2) 飼育場所は字、番地まで記入すること。」

「備考 (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
(2) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
(3) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話が望ましい。
(4) 飼育場所は、字及び地番まで記入すること。
(5) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養
蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。」

添付No。

養ほう振興法第3条第1項「様式第二号」㊦「様式第二号（第3条関係）」㊦「みつばち
転飼許可申請書」㊦「蜜蜂転飼許可申請書」㊦「養ほう振興法」㊦「養蜂振興

法」に「蜂群数」を「蜂源」に改め、同様式の備考(3)中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

様式第二号中「ほう場貸与承諾書」を「土地貸与承諾書」に、「ほう場」を「蜂場」に、「みつばち転飼の」を「蜜蜂転飼の」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

蜂蜜の添加物の表示	
精製年月日	
添加物の有無	
添加物の種類	
添加物の割合	%
精製所所在地 名称及び氏名	

← 4 センチメートル →

4 センチメートル

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第4号(第5条関係)

(表)

第 号	
身分証明書	
写 真	所属
	職名
	氏名
	(生年月日) 年 月 日生
上記の者は、養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第9条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
佐賀県知事 印	

← 8センチメートル →

↑
10センチメートル
↓

(裏)

養蜂振興法(抜すい)	
(報告及び立入検査)	
第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(罰則)	
第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。	

← 8センチメートル →

↑
10センチメートル
↓

附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。